

内閣府令第五十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条、第五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第十三条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第一号中「次号」を「以下この項」に改める。

第十二条ただし書中「の規定」の下に「及び第二十一条第二項の規定」を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。

第二十二条に次の一項を加える。

- 4 第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、

前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二十三条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、第二十一条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

第二号様式記載上の注意(1)に次のように加える。

- 8 届出の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る株券の処分は当該株券の発行として記載すること。

第二号の様式記載上の注意(13)の(a)中「記載すること。」の次に「なお、取得者(新株予約権証券(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項が定められているものに限る。))を取得した者に限り、特別利害関

係者等を除く。)が提出者又はその被支配会社等(定義府令第6条第3項に規定する「被支配会社等」をいう。)の使用人であつて、当該取得者が取得した当該新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である場合には、記載しないことができる。この場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載すること。」を改正す。

第三号の様式記載上の注意(1)に次のように加える。

g 届出の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る株券の処分は当該株券の発行として記載すること。

第四号の様式記載上の注意(9-2)及び(11)中「四半期報告書提出日」を「当四半期連結会計期間の末日」に改め。

第五号様式記載上の注意(11-2)及び(13-2)中「半期報告書提出日」を「当中間連結会計期間の末日」に改め

す。

第七号様式記載上の注意(1)に次のように加える。

i 届出の対象とした募集が定義府令第9条第5号に定める有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る有価証券の処分は当該有価証券の発行として記載すること。

第十二号様式記載上の注意(7)中「及び四半期報告書」を「又は四半期報告書」に改める。

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「の規定」の下に「及び第十七条第二項の規定」を加える。

第十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、関東財務局長は、当該所有者の住所のうち、市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、区。次条第二項において同じ。)までの部分以外の部分を公

衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該関東財務局長に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。

第十八条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、前条第二項ただし書の規定により、当該部分が公衆の縦覧に供される場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第十二条、第二十一条第二項、第二十二条第四項及び第二十三条第二項の規定は、平成二

十三年二月一日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（金融商品取引法第四条第四項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下この項及び次条において同じ。）について適用し、同日前に開始する有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

2 新開示府令第二号様式（新開示府令第二号の二様式、第二号の三様式及び第二号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の五様式、第七号様式（新開示府令第七号の二様式から第七号の四様式まで及び第十五号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第十二号様式は、平成二十三年二月一日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において同じ。）及び発行登録追補書類（同法第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出する有価証券届出書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。

3 新開示府令第四号の三様式（新開示府令第九号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、この府令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

4 新開示府令第五号様式（新開示府令第十号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）

（は、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第九条、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定は、平成二十三年二月一日以後に開始する有価証券の募集又は売出しについて適用し、同日前に開始する有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。